

平成30年1月19日

各 位

会 社 名 福井コンピュータホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 林 治 克
(コード番号: 9790 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 橋 本 彰
(TEL. 0776-53-9200)

株主からの損害賠償を求める請求に関するお知らせ

当社は、当社株主であります株式会社アセットマネジメント（以下「本株主」といいます。）より、平成29年9月29日設置の第三者委員会に要した費用につき損害賠償の請求（以下「本請求」といいます。）を求める書面を平成30年1月16日付で受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本請求をした者

株式会社アセットマネジメント [議決権所有割合 42.42%]

（愛知県名古屋市東区主税町4丁目85番地 代表取締役 堀誠）

総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6ヶ月前から引き続き有する株主であります。

2. 本請求の内容

平成29年9月25日に福井コンピュータホールディングス株式会社（以下、「貴社」という）の監査役会から提出された「関連当事者取引に関する監査役の意見」に基づき、貴社及び貴社グループ会社と株式会社ダイテックとの関連当事者取引（以下、「本件取引」という）について、9月29日の貴社取締役会決議により、第三者委員会の調査（以下、「本件調査」という）を実施した。

しかし、本件取引は、平成27年9月28日及び平成29年4月21日開催の貴社取締役会にて、すでに承認決議がされており、本件調査をするまでもなく、コンプライアンス違反となる可能性がないものであった。にもかかわらず、本件調査を実施し、第三者委員会に関連して合計4161万5143円を支払った。

上記承認決議の確認を怠り、貴社取締役会にて、本件調査の実施について賛成した取締役4名、及び上記承認決議の確認を怠り、本件調査の実施を認容し、不当との報告をしなかった監査役2名は、貴社に対し、会社法第423条第1項及び同法第430条により、損害賠償責任を負うものである。

本株主は、会社法第847条第1項に基づき、上記損害額4161万5143円及び遅延損害金について、上記取締役4名及び監査役2名に対し、その責任を追及する訴えを提起することを請求する。

※ 詳細は添付資料（原文）を参照ください。

3. 本請求への対応方針

今後、本請求について慎重に検討いたします。

なお、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上

取締役等に対する訴え提起請求書

平成30年1月15日

福井コンピュータホールディングス株式会社
代表取締役 林 治克 殿

請求人 株式会社アセットマネジメント
代表取締役 堀 誠

当社は、福井コンピュータホールディングス株式会社（以下、「貴社」といいます。）の株主であり、貴社の株式を6か月前から引き続き所有するものであるため、会社法第847条第1項に基づき、下記のとおり、取締役及び監査役に対する責任追及の訴えの提起を請求します。

記

第1 請求の趣旨

露野勝、片岡克之、生田晴来及び青木三郎、並びに小林家次及び伊賀弘は、連帶して、福井コンピュータホールディングス株式会社に対し、4161万5143円及びこれに対する遅延損害金を支払え。

第2 請求を特定するために必要な事実

- 露野勝は平成29年11月7日まで貴社代表取締役であった者であり、片岡克之は同日まで貴社取締役であった者であり、生田晴来は貴社取締役である者であり、青木三郎は同月30日まで貴社取締役であった者です。また、小林家次及び伊賀弘は、いずれも貴社監査役である者です。
- 貴社は、同年9月25日に貴社監査役会から提出された「関連当事者取引に関する監査役の意見」に基づき、貴社及び貴社グループ会社と株式会社ダイテックとの関連当事者取引（以下、「本件取引」といいます。）について、同月29日の貴社取締役会の決議により、第三者委員会の調査（以下、「本件調査」といいます。）を実施しました。

貴社は、同年11月6日、本件調査につき、第三者委員会を組織した潮見坂綜合法律事務所に対し第三者委員会委嘱料として3516万2931円を、よつば総合会計事務所に対し報酬等として483万8400円を、及び株式会社FRONTEOに対し削除済みデータ復元費用等として161万3812円を、それぞれ支払いました。これらの合計は、4161万5143円となっています。

- しかし、本件取引は、平成27年9月28日及び平成29年4月21日、両日の貴社取締役会において承認決議があったものであり、本件調査をするまでもなく、コンプライアンス違反となる可能性がないものでした。

ところが、貴社は、漫然と、コンプライアンス違反の疑いがあるとして、本来不要である本件調査を実施し、上記4161万5143円を出捐せざるを得なくなりました。

露野勝、片岡克之、生田晴来及び青木三郎は、取締役として、上記承認決議があったことを容易に確認できたにもかかわらず、これを怠り、貴社取締役会において、漫然と本件調査の実施について、その議決に

おいて、これに賛成しました。また、小林家次及び伊賀弘は、監査役として、上記承認決議があったことを容易に確認できたにもかかわらず、これを怠り、漫然と本件調査の実施を認容し、これに対して意見を述べず、不当であることを報告しませんでした。これらにより、貴社は、上記4161万5143円を出捐するという損害を被りました。

- 4 以上の損害に対して、露野勝をはじめとした上記合計6名は、貴社に対し、会社法第423条第1項及び同法第430条による損害賠償責任を負います。
- 5 よって、当社は、貴社の株主として、会社法第847条1項に基づき、貴社が露野勝、片岡克之、生田晴来及び青木三郎、並びに小林家次及び伊賀弘に対し、上記損害金4161万5143円及びこれに対する遅延損害金について、その責任を追及する訴えを提起されたく請求します。

以上